



# 埼玉県報

第 2842 号  
平成 28 年(2016 年)  
10 月 18 日  
火曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（国保医療課）
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（建築安全課）
- 埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし（住宅課）
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（経営管理課）
- 埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例のあらまし（警務課）

### 条例

- 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（国保医療課）
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例（住宅課）
- 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（経営管理課）
- 埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例（警務課）

### 規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則（改革推進課）
- 埼玉県国民健康保険運営協議会規則（国保医療課）

### 管理規程

- 埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程（経営管理課）

### 告示

- 埼玉県自治体セキュリティクラウドの構築に関する落札者等の公示（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 平成 28 年度埼玉県准看護師試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）

平成 28 年(2016 年)10 月 18 日

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 鴻巣行田土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 県道石坂高坂停車場線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県立病院収納事務の委託（経営管理課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 本号で公布された条例のあらまし

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）

（国保医療課）

### 一 趣旨

国民健康保険法の一部改正に伴い設置される同法に規定する都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称を定め、及び同法施行までの間における同事業の運営に関する重要事項を審議する協議会を設置するための改正

### 二 内容

- (一) 別表第一の一の表に「埼玉県国民健康保険運営協議会」を追加する。
- (二) 別表第一の一の表から「埼玉県国民健康保険運営協議会」の項を削り、別表第二に「埼玉県国民健康保険運営協議会」を追加する。

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)については平成三十年四月一日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十八号）（建築安全課）

### 一 趣旨

駐車場法施行令の一部改正を踏まえ、大規模車庫の機械換気設備に関する基準を緩和するための改正

### 二 内容

床面積一平方メートルごとに「毎時二十五立方メートル」以上の外気を供給することができる機械換気設備の基準を「毎時十四立方メートル」に改める

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（住宅課）

### 一 趣旨

特別県営シラコバト住宅に居住する自主避難者が今後も住み続けることができるようにするため、シラコバト住宅の入居要件を緩和するもの

### 二 内容

自主避難者のうち、低所得者や六十歳未満の単身者も入居できるよう、主に次の要件を撤廃する。

(一) 収入要件

(二) 同居親族要件

### 三 施行期日

公布の日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（経営管理課）

### 一 趣旨

埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び埼玉県立小児医療センターの診療科目を変更するための改正

### 二 内容

#### 診療科目の変更

- イ 埼玉県立循環器・呼吸器病センターに腎臓内科及び緩和ケア内科を加え、心臓血管外科を削り、心臓外科及び血管外科を加える。
- ロ 埼玉県立小児医療センターに救急科及び臨床検査科を加える。

### 三 施行期日

イ 第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項の改正規定 公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日

ロ 第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項の改正規定 平成二十八

年十二月二十七日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十一号）（警務課）

### 一 趣旨

警察法施行令の一部改正に伴い、警務部の所掌事務を改正

### 二 内容

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第

三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務を警務部の所掌事務に追加

### 三 施行期日

平成二十八年十一月三十日

## 条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十七号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

第一条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表に次のように加える。

埼玉県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の定めるところにより、知事の諮問に応じ、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。
----------------	---

第二条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県国民健康保険運営協議会の項を削り、別表第二に次のように加える。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項に規定する都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会	埼玉県国民健康保険運営協議会
---	----------------

#### 附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行する。



## 条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十八号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第三十四条第二号中「毎時二十五立方メートル」を「毎時十四立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十九号

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「掲げる者」の下に「（県営住宅条例第六条第一項第六号に該当しない者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

- 三 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域その他規則で定める地域に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者で、公営住宅法第二十三条第二号並びに県営住宅条例第六条第一項第三号及び第五号に掲げる条件を具備するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項中「循環器内科」の下に「、腎臓内科、緩和ケア内科」を加え、「心臓血管外科、脳神経外科」を「血管外科、脳神経外科、心臓外科」に改め、同表埼玉県立小児医療センターの項中「病理診断科」の下に「、臨床検査科、救急科」を加える。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項の改正規定 公布の日から起算して八月を超えない範囲内において規則で定める日
- 二 第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項の改正規定 平成二十八年十月二十七日

## 条 例

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十一号

埼玉県警察本部組織条例の一部を改正する条例

埼玉県警察本部組織条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）  
第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

# 規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第七十二号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条の表中

埼玉県国民健康保険審査会	国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	課 療 医 保 国
埼玉県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十八条第一項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	課 療 医

を

埼玉県国民健康保険審査会	国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連	課 療 医
埼玉県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十八条第一項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第四章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連	課 療 医

に

	<p>合が徴収するものに限る。) に関する処分に対する不服の審査に関する事務</p>
<p>埼玉県国民健康保険運営協議会</p>	<p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の定めるところにより、知事の諮問に応じ、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。</p>
国	保

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則

埼玉県国民健康保険運営協議会規則をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十三号

埼玉県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 被保険者を代表する委員 四人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人
- 三 公益を代表する委員 四人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 三人

2 委員は、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第四条 協議会に、会長一人を置き、第二条第一項第三号に掲げる委員のうちから、委員がこれを選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、第二条第一項各号に掲げる委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。  
(会議の公開)

第六条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第七条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、保健医療部国保医療課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。



## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第十一号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十月十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の表を次のように改める。

名称	組織	
	部 科 室 及 び セ ン タ ー 名	担 当 名
循環器・呼吸器病センター	循環器内科 腎・高血圧内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 緩和ケア科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部	

<p>がんセンター</p>					
<p>血液内科 乳腺腫瘍内科 乳腺外科 緩和ケア科 精神腫瘍科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器内科 胸部外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科 麻酔科 放射線治療科 放射線診断科 病理診断科 腫瘍診断・予防科</p>	<p>事務局</p>	<p>地域医療連携室</p>	<p>医療安全管理室</p>	<p>看護部</p>	<p>臨床工学部</p>
<p>新館等準備担当</p>	<p>業務部</p>	<p>管理部</p>	<p>総務・職員担当 会計担当 管財担当 医事・経営担当 用度担当</p>		

	<p>放射線技術部 検査技術部 臨床工学部 薬剤部 栄養部 看護部 医療安全管理室 治験管理室 地域連携・相談支援センター 緩和ケアセンター 臨床腫瘍研究所 図書館 事務局 管理部 業務部</p>									
<p>総務・職員担当 会計担当 管財担当 医事・経営担当 用度担当</p>	<p>小児医療センター 総合診療科 新生児科 代謝・内分泌科 消化器・肝臓科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 血液・腫瘍科 遺伝科 精神科 神経科 循環器科 放射線科 外科 整形外科・リハビリ</p>									



精神医療センター

				第一精神科
				第二精神科
				第五精神科
				第六精神科
				第七精神科
				依存症治療研究部
				外来・地域支援科
				療養援助部
				検査部
				薬剤部
				栄養部
				看護部
				医療安全管理室
事務局		管理業		
務部		総務・職員担当		
		管財担当		
		医事・経営担当		
		会計担当		
		用度担当		

第九条第一項の表を次のように改める。

病院		組織		職		職務	
循環器・呼吸器病センター		医療安全管理室		病院長		上司の命を受け、当該機関が分掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	
		医療安全管理室長		センター付		上司の命を受け、センターの特定事務に従事する。	
		副病院長				上司の命を受け、医療安全管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	
						病院長を助け、医療安全管理室、地域医療連携室及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定され	

小児医療センター						がんセンター	地域医療連携室		
	図書館	所	臨床腫瘍研究	緩和ケアセンター	地域連携・相談支援センター		治験管理室	地域医療連携室	
副病院長	図書館長		臨床腫瘍研究所長	緩和ケアセンター長	地域連携・相談支援センター長	治験管理室長	地域医療連携室長		
病院長を助け、医療安全管理室、治験管理室、地域連携・相談支援センター及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督	病院長を助け、図書館の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	職員の命を受け、臨床腫瘍研究所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、臨床腫瘍研究所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、緩和ケアセンターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、治験管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	病院長を助け、医療安全管理室、治験管理室、地域連携・相談支援センター、緩和ケアセンター、臨床腫瘍研究所、図書館及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、地域医療連携室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	た事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

第九条第二項の表を次のように改める。

病院	組織	職	職務	事務局				精神医療センター	地域連携・相談支援センター	治療室	治験管理室	
				科	部	局長	副局長					
			上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督	科長	部長	副局長	局長	副病院長	相談支援センター長	地域連携・相談支援センター長	治験管理室長	及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
			上司の命を受け、科の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	科長	部長	副局長	局長	副病院長	相談支援センター長	地域連携・相談支援センター長	治験管理室長	上司の命を受け、治療管理室の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
			上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督	科長	部長	副局長	局長	副病院長	相談支援センター長	地域連携・相談支援センター長	治験管理室長	病院長を助け、医療安全管理室及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

<p>がんセンター</p> <p>循環器・呼吸器病センター</p>	<p>精神保健指導</p> <p>幹</p>	<p>し、事務を整理する。</p> <p>上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>
<p>副室長</p>	<p>主幹</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>
<p>医長</p>	<p>主査</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。</p>
<p>医員</p>	<p>感染症対策部長</p>	<p>上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う事務に従事する。</p>
<p>がんセンター</p>	<p>通院治療部長</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>
<p>小児医療センター</p>	<p>参事</p>	<p>上司の命を受け、小児医療センター新病院の運営に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>



科及び所		部（事務局の部を除く。）及び所						岩槻
								診療所
副部長	部長	看護師長	副技師長	主査	技師長	副部長	主席技師長	岩槻診療所長
<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、相当高度の知識、経験等が必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、高度の知識、経験等が必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>	<p>上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等が必要とする特に困難な診療放射線技師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。</p>	<p>上司の命を受け、岩槻診療所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。</p>

		がんセ ンター		臨床 腫瘍 研究 所		主席主幹		上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	
図書 館		主幹		主任研究員		主幹		上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	
主査		主幹		専門研究員		主任研究員		上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。	
主査		主幹		専門研究員		主任研究員		上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。	
主査		主幹		専門研究員		主任研究員		上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。  
(埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程)
- 2 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。  
第十五条、別表第二及び別表第三中「所長」を「臨床腫瘍研究所長」に改める。  
(埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程)
- 3 埼玉県病院局職員給与規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。  
別表第九イの病院の部がんセンターの項三級の欄中「所長」を「臨床腫瘍研究所長」に改め、同部小児医療センターの項三級の欄中「地域連携・相談支援センター長」の次に「岩槻診療所長」を加える。  
別表第十二の職の欄中「所長」を「臨床腫瘍研究所長」に改め、「通院治療部長」の次に「岩槻診療所長」を加える。

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県自治体情報セキュリティクラウドの構築 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年8月8日

4 落札者の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号 J P タワー

5 落札金額

430,920,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年5月27日

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Emotion In Motion

三 代表者の氏名

生野 佐保子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市田島一丁目七番十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の人たちに対して、文化の推進を目的とし、「新しいコンセプトの質の高いクラシック・コンサート」「海外で活躍を希望する日本人アーティストのサポート」「海外との舞台芸術の共同制作の場」を提供し、文化的に豊かに暮らせる地域社会を創造することで文化振興の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年十月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人八潮地域の歴史文化とまちづくり
- 三 代表者の氏名  
秋山 憲禮
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県八潮市八潮二丁目六番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、八潮地域の自然、歴史、及び文化を守り育て、多くの人に広め活用してもらうことで、そこに住むお年寄りから子どもまでが生きがいをもって、健康で明るい文化生活が送れるような地域をつくることを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本医師ジョガーズ連盟

三 代表者の氏名

小 嵐 正 治

四 主たる事務所の所在地

（変更前）群馬県館林市朝日町六一十八岡田整形外科クリニック

（変更後）埼玉県朝霞市三原三丁目十二番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、走ることや歩くことを通して、スポーツ医学の普及につとめるとともに、生涯スポーツの意義を啓発する活動によって、健康で文化的な長寿社会の構築に資することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百五十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年十月十八日

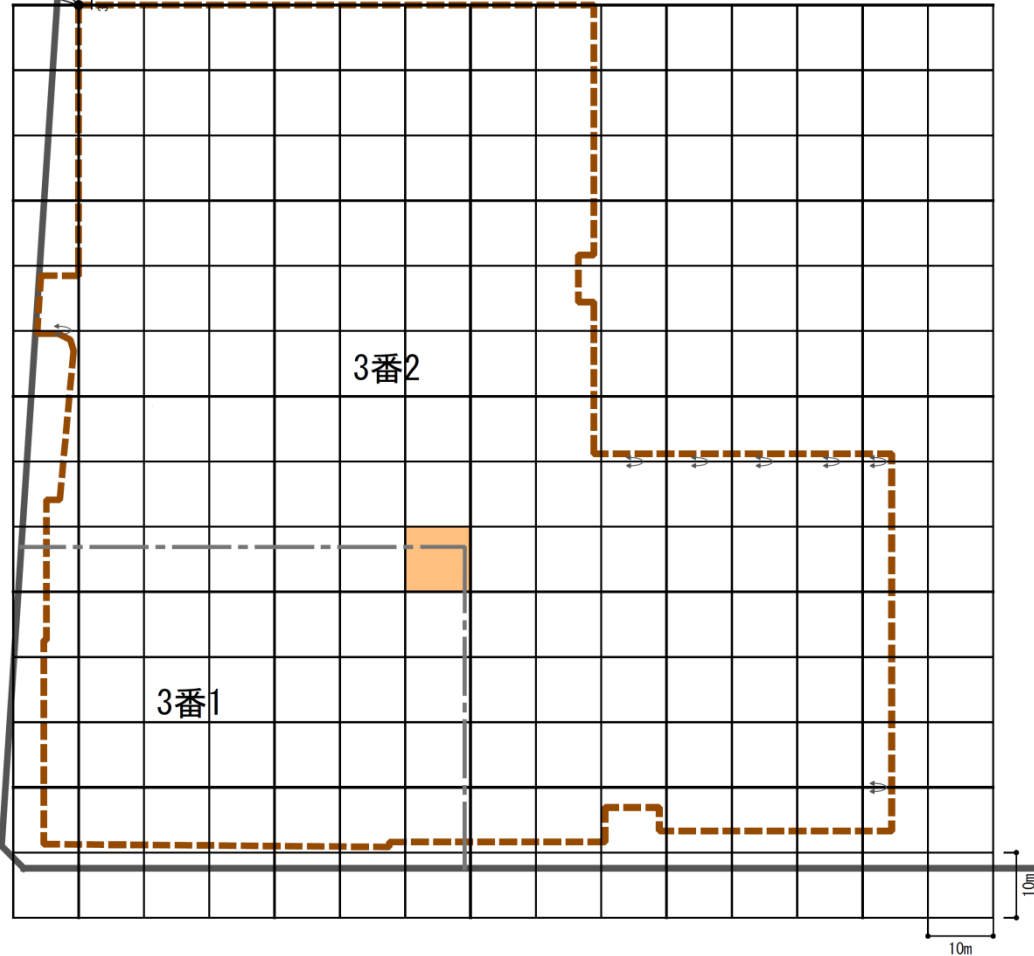
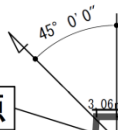
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県坂戸市千代田五丁目三番一の一部及び三番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去



別図

起点



起点  
起点は埼玉県坂戸市千代田五丁目3番2の  
最北端から敷地境界沿い南東に3.06m、  
そこから南西に3.60mの場所に位置する。

格子の回転角度 45° 0' 0"

- : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
- ▭ (dashed) : 調査対象範囲
- : 敷地境界
- - : 地番境界

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百五十五号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第千三百五十六号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、  
埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十九年 二月十九日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

### 二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

### 三 受験資格

次のイからトまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十九年三月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成二十九年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成二十九年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ニ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十九年三月に修業する見込みの者を含む。）

ホ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十九年三月に卒業する見込みの者を含む。）

へ 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣がハからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

ト 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、へに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

#### 四 受験手続

##### イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十七条に規定する受験願書及び書類

##### ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること

##### ハ 受付期日

平成二十九年一月六日（金）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

##### ニ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県本庁舎地下一階一〇一会議室

#### 五 合格発表

##### イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十九年三月九日（木）午前十時から午後五時まで

##### ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十九年三月九日（木）午前十時から四月十日（月）まで

# 告示

## 埼玉県告示第千三百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢花園店

埼玉県所沢市花園一丁目二千三百十三

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友

職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友

職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

### ハ 変更年月日

平成二十七年五月十二日

### ニ 届出年月日

平成二十八年十月四日

### 二 縦覧期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千三百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友小手指店

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### （変更前） 合同会社西友

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

##### （変更後） 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### （変更前） 合同会社西友

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

##### （変更後） 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

### ハ 変更年月日

平成二十七年五月十二日

### ニ 届出年月日

平成二十八年十月四日

### 二 縦覧期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告示

## 埼玉県告示第千三百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上福岡店

埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目八番八号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### （変更前） 合同会社西友

職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

##### （変更後） 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### （変更前） 合同会社西友

職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

##### （変更後） 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

### ハ 変更年月日

平成二十七年五月十二日

### ニ 届出年月日

平成二十八年十月四日

### 二 縦覧期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千三百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鳩ヶ谷店

埼玉県川口市坂下町二丁目五番十四号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友

職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友

職務執行者 ステイブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

### ハ 変更年月日

平成二十七年五月十二日

### ニ 届出年月日

平成二十八年十月四日

### 二 縦覧期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ所沢店

埼玉県所沢市若松町八百九番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 駐車待ち車両による路上駐車等の交通問題が発生しないように十分な駐車場を確保してください。
- (2) 店舗周辺における放置自転車が発生しないよう「所沢市街づくり条例」に基づき自転車駐車場を確保してください。
- (3) 店舗への車両の出入りについては、歩行者並びに自動車の安全性に配慮してください。
- (4) 商工会議所や地域事業者との連携事業への積極的な協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、事前に必要な届出・相談等を遺漏の無いよう行っていただきたい。
- (6) 建設において周辺自治会（若松町会・所沢ハイコーポ管理組合・北原町町内会・所沢パークハイツ自治会等）との十分な協議をするよう努めていただきたい。（防犯・防災への協力、地域活動への協力等）
- (7) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年十月十八日から平成二十八年十一月十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

# 告示

## 埼玉県告示第千三百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳩山ニュータウンコミュニティセンター

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番二百十五号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

#### （変更前） 合同会社西友

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社アセット・ワン 代表取締役 葛西春夫

東京都千代田区九段北四丁目一番三号

#### （変更後） 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社アセット・ワン 代表取締役 葛西春夫

東京都千代田区九段北四丁目一番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

#### （変更前） 合同会社西友

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外計二者

#### （変更後） 合同会社西友

職務執行者 上垣内 猛

東京都北区赤羽二丁目一番一号

### ハ 変更年月日

平成二十七年五月十二日外

二 届出年月日

平成二十八年十月四日

二 縦覧期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
鴻巣行田土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	金子克司	埼玉県鴻巣市広田二千三百十三番地の一
同	松本清	行田市大字野八百五十三番地
同	羽鳥幸司	鴻巣市屈巢三千四百十一番地
同	内田幸造	同 広田千八百九十九番地
同	金子和義	同 屈巢三千五百七十八番地
同	野本照夫	同 広田二千五百五十一番地
同	戸塚實	行田市大字埼玉四千四百十三番地の一
同	馬場勝美	鴻巣市広田二千三百八十九番地
同	羽鳥一郎	同 同三千二百四十七番地の一
同	程塚秀夫	同 同三千三百十二番地
同	島寄正實	同 屈巢二千八百六十八番地
同	島崎一夫	同 同二千八百六十六番地一
同	岡田明久	同 広田千九百九十一番地
同	箭内新一	同 同千九百七番地
同	井上正	同 同二千八百八十四番地
同	井上泰伯	同 同二千二百四十二番地
同	金子一男	同 同二千二百五十二番地
同	須永秀夫	同 屈巢二千七百五十七番地
同	田中久雄	同 同三千五百十二番地
同	秋山清治	同 同三千五百七十番地
同	島崎文男	同 同三千四百五十七番地
同	戸塚一太郎	行田市大字野七百九十六番地
同	木村武雄	同 大字埼玉四千二百三十七番地
監事	金子一夫	鴻巣市屈巢二千七百四十七番地
同	小山東司	同 広田千二百六十九番地
同	中山幾七	行田市大字埼玉四千四百七十八番地



# 告 示

## 埼玉県告示第千三百六十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十八年十一月二十一日午後二時	埼玉建設株式会社	砂永広哉	埼玉県さいたま市中央区鈴谷二丁目六百二十一番地六

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県職員会館B〇一会議室

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石坂高坂停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市大字高坂字参番町 九七一番一地先から同市大 字高坂字参番町九六四番 二地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>二〇・〇〇〃 二七・六六</p>	<p>八・一六〃 八・六五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八三・八〇メートル</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>高坂駅東口第一土地区 画整理事業による拡幅</p>		<p>備 考</p>

# 告示

## 埼玉県病院事業告示第六十五号

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の料金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年十月十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 寺田 明彦	平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで
埼玉県立小児医療センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 寺田 明彦	平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで
埼玉県立精神医療センター	東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 寺田 明彦	平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日まで

## 告 示

### 埼玉県選挙管告示第六十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年十月十九日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ 土地改良区総代選挙について